

国内経済要録

◇公定歩合の引上げ

日本銀行は、昨年来4回にわたり公定歩合を引上げ、去る2月には預金準備率の引上げをも行って、その効果の浸透状況を見守ってきたが、このところ卸売物価が騰勢を強め、消費者物価についても上昇の加速が懸念されるなど、物価の先行きは一段と警戒を要する状況にある。一方国内景気は依然着実な拡大傾向を示している。

以上のような情勢にかんがみ、日本銀行は物価の上昇を極力抑止するため、この際金融引締めを徹底させ、総需要の適切な管理を図ることが適当と判断し、3月18日、公定歩合を1.75%引上げる(3月19日実施)とともに準備預金制度の準備率を引上げる(4月1日実施)ことを決定した。

1. 公定歩合の引上げ

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	9.0	7.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	9.25	7.5

2. 準備預金制度の準備率の引上げ

- (1) 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率(右表参照)
- (2) 債券の残高についての長期信用銀行および外国為替銀行の準備率 0.5%(0.25%引上げ)
- (3) 金銭信託(貸付信託を含む)元本の残高についての準備率 0.5%(0.25%引上げ)
- (4) 外貨預金等および非居住者自由円債務の残高についての準備率
 - イ. 外貨預金等についての準備率 0.25%(据置)
 - ロ. 非居住者自由円債務についての準備率 0.25%(据置)

◇金融機関の預貯金等および貸出の金利の最高限度ならびにガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は、4月1日、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、「期間の定めがある預金」、「納税準備預金」および「そ

指定金融機関	預金残高区分	預金区分	準備率
銀行	2兆5,000億円超	定期性預金	2.0%(0.25%引上げ)
		譲渡性預金	2.0%(0.25%引上げ)
		その他の預金	3.75%(0.5%引上げ)
長期信用銀行	8,000億円超	定期性預金	1.0%(0.25%引上げ)
		譲渡性預金	1.0%(0.25%引上げ)
		その他の預金	2.25%(0.25%引上げ)
外国為替銀行	2兆5,000億円以下	定期性預金	2.25%(0.25%引上げ)
		譲渡性預金	2.25%(0.25%引上げ)
		その他の預金	2.25%(0.25%引上げ)
相互銀行	8,000億円以下	定期性預金	0.25%(据置)
		譲渡性預金	0.25%(据置)
		その他の預金	1.25%(0.25%引上げ)
信用金庫	8,000億円超	定期性預金	0.25%(据置)
		譲渡性預金	0.25%(据置)
		その他の預金	1.25%(0.25%引上げ)
農林中央金庫	1,200億円超	定期性預金	0.25%(据置)
		譲渡性預金	0.25%(据置)
		その他の預金	1.25%(0.25%引上げ)
農林中央金庫	8,000億円以下	定期性預金	0.25%(据置)
		譲渡性預金	0.25%(据置)
		その他の預金	1.25%(0.25%引上げ)

他の預金」の利率および利回の最高限度、ならびに貸出の金利の最高限度を(1)のとおり変更し、昭和55年4月14日から実施するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利を(2)のとおりとすることを決定した。

- (1) 金融機関の預貯金等および貸出の金利の最高限度
- イ. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回の最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう)

年8.0%(変更前7.25%)

当座預金 無利息(変更なし)

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年4.0%(変更前3.5%)

その他の預金 年3.5%(変更前3.0%)

ただし、昭和55年4月13日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

- ロ. 銀行の貸付の利率、手形の割引率および当座貸越の利率の最高限度

年15.0%(変更前11.5%)

ただし、返済期限1年以上または1件の金額百万円以下の貸付および手形の割引ならびに外国通貨建

ての貸出については適用しない。

- ハ、信託会社(指定金銭信託資金)、保険会社(保険約款による契約者に対する貸付を除く)および農林中央金庫(系統機関に対する貸出を除く)の貸付の利率および手形の割引率については、上記ロ、を準用する。

(2) ガイドラインとしての預金細目金利

イ、金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(イ) 期間の定めがある預金

定期預金

期間 3 か月のもの

年 6.0 %以下(変更前 5.0 %以下)

期間 6 か月のもの

年 7.25%以下(変更前 6.25%以下)

期間 1年のもの

年 7.75%以下(変更前 7.0 %以下)

期間 2年のもの

年 8.0 %以下(変更前 7.25%以下)

ただし、

期間 2年のものの1年を経過した日に行われる
中間利払の利率

年 7.25%以下(変更前 6.25%以下)

期限前払戻の場合の預入期間中の利率

預入期間が 6 か月未満の場合

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

預入期間が 6 か月以上 1年未満の場合

年 6.5 %以下(変更前 5.5 %以下)

預入期間が 1年以上 1年 6 か月未満の場合

年 7.0 %以下(変更前 6.0 %以下)

預入期間が 1年 6 か月以上の場合

年 7.5 %以下(変更前 6.75%以下)

期限後利率

現払の場合(他預金への振替を含む)

当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

定期預金または据置貯金に継続書替の場合

継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金

定期預金の利率に準ずる

定期積金

年 5.5 %以下(変更前 4.8 %以下)

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回
当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

下

(ロ) 当座預金

無利息

(リ) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年 4.0 %以下(変更前 3.5 %以下)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率

普通預金の利率以下

(ニ) その他の預金

普通預金および普通貯金

年 3.25%以下(変更前 2.75%以下)

通知預金

年 3.5 %以下(変更前 3.0 %以下)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金

年 3.25%以下(変更前 2.75%以下)

ロ、信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率ならびに利回に、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については0.25%を加えたものとする。

ハ、金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記イ.にかかわらず、期間 3 か月以上 6 か月未満のものについては年 6.5 %以下(変更前 5.5%以下)、期間 6 か月以上のものについては年 7.5 %以下(変更前 6.5%以下)とする。

ニ、経過措置

上記イ、ロ、およびハ、にかかわらず、昭和55年4月13日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金の利率引上げ等について

政府は郵政審議会の議を経て4月11日、郵便貯金法施

行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引上げ、4月14日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

(単位・年%)			
	改定後	改定前	引上げ幅
通常貯金	4.56	4.08	0.48
積立貯金 (据置期間中の中途解約)	5.88 (4.20)	5.16 (3.72)	0.72 (0.48)
定額貯金			
1年未満	6.50	5.50	1.00
1年以上 1年6か月未満	7.00	6.00	1.00
1年6か月以上 2年未満	7.50	6.75	0.75
2年以上 3年未満	7.75	7.00	0.75
3年以上 (据置期間中の中途解約)	8.00 (4.25)	7.25 (3.75)	0.75 (0.50)
定期貯金			
期間6か月のもの	7.25	6.25	1.00
〃 1年 〃	7.75	7.00	0.75
(中途解約 6か月未満)	(3.25)	(2.75)	(0.50)
(〃 6か月以上)	(6.50)	(5.50)	(1.00)
住宅積立貯金			
3年(住宅金融公庫等から貸付を受けない場合は1.08%安)	7.44	6.72	0.72
4年	7.68	6.96	0.72
5年(中途解約は同水準)	7.92	7.20	0.72
(中途解約 1年未満)	(5.16)	(4.44)	(0.72)
(中途解約 1年以上2年未満)	(5.40)	(4.68)	(0.72)
(中途解約 2年以上3年未満)	(5.64)	(4.92)	(0.72)
(中途解約 3年以上4年未満)	(5.88)	(5.16)	(0.72)
(中途解約 4年以上5年未満)	(6.12)	(5.40)	(0.72)
進学積立貯金			
2年以下	5.52	4.80	0.72
2年1か月以上	5.76	5.04	0.72
(中途解約 1年未満)	(3.96)	(3.48)	(0.48)
(中途解約 1年以上2年未満)	(4.20)	(3.72)	(0.48)
(中途解約 2年以上)	(4.44)	(3.96)	(0.48)
(国民金融公庫等から貸付を受けない場合)	(2年未満) (5.76)	(5.04)	(0.72)
(中途解約 2年)	(5.88)	(5.16)	(0.72)
(中途解約 1か月以上)	(6.00)	(5.28)	(0.72)

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金、住宅

積立貯金および進学積立貯金ならびに同日前に預入された定期貯金および定期貯金の利率については、従前の例による。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率引上げ(同施行令第4条関係)

(単位・年%)

担保となる郵便貯金	改定後	改定前	引上げ幅
積立貯金	6.25	5.50	0.75
定額貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	4.50	4.00	0.50
6か月以上 1年未満	6.75	5.75	1.00
1年以上 1年6か月未満	7.25	6.25	1.00
1年6か月以上 2年未満	7.75	7.00	0.75
2年以上 3年未満	8.00	7.25	0.75
3年以上	8.25	7.50	0.75
定期貯金			
期間6か月のもの	7.50	6.50	1.00
〃 1年 〃	8.00	7.25	0.75

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金ならびに同日前に預入された定期貯金および定期貯金を担保として貸付ける貸付金の利率については、従前の例による。

◇短期貸出金利の引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引上げ、3月24日より逐次実施した(3月19日以降各行発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	11.0 以下	9.25 以下
当座貸越	12.0 以下	10.25 以下
標準金利	9.25	7.5

◇長期金利の引上げ

1. 政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した(国債は4月8日、その他は4月15日決定)。

2. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債および割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(3月27日発表)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	8.7	8.0
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	8.888	8.090
政府保証債	表面利率(%)	8.8	8.1
	発行価格(円)	99.00	99.75
	応募者利回(%)	8.989	8.145
公募地方債	表面利率(%)	8.9	8.1
	発行価格(円)	99.25	99.50
	応募者利回(%)	9.042	8.190

利付金融債・割引金融債の応募者利回

(単位・年%、カッコ内は表面利率<割引金融債は割引率>、発行価格)

		変更後	変更前
利付金融債	5年もの	8.6 (8.6%、100.00円)	7.9 (7.9%、100.00円)
	3年もの	8.483 (8.4%、99.80円)	7.761 (7.7%、99.85円)
割引金融債		8.377 (7.7%、92.27円)	7.631 (7.07%、92.91円)

3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、4月1日から実施した(3月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	9.5	8.8

4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、3月21日以降新規募集分から実施した(5年ものは3月27日、2年ものは4月2日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	2年もの	8.20	7.45
〃	5年もの	8.62	7.92

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行、および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、4月14日以降新規受託分から実施した(4月2日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	1年以上のもの	7.75	7.0
〃	2年以上のもの	8.05	7.3
〃	5年以上のもの	8.48	7.73

◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(4月11日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格(円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	99.50 (0.25)	9.1 (0.9)	8.2	9.187 (0.863)	8.324
A格債	10年	99.75 (0.25)	9.2 (0.9)	8.3	9.248 (0.857)	8.391
BB格債	10年	99.75 (0.25)	9.3 (0.9)	8.4	9.348 (0.856)	8.492
B格債	10年	99.75 (0.25)	9.4 (0.9)	8.5	9.448 (0.856)	8.592

(注) カッコ内は改定幅。

◇資金運用部の預託金利等の引上げ

大蔵省は、資金運用部の預託金利および貸付金利の引上げを、また郵政省は、簡易保険の貸付金利の引上げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て3月31日、次のように決定し、4月1日より実施した。

(1) 資金運用部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金利(注)		
期間7年以上のもの	8.0	7.15
貸付金利	8.0	7.15

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子が付されている。

(2) 簡易保険

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	8.0	7.15
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	8.1	7.8
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	8.0	7.15

◇政府系金融機関の貸付基準金利の引上げ

政府系金融機関の貸付基準金利は次のとおり引上げられた。

(単位・年%)

	変更後	変更前	実施日
日本開発銀行 北海道東北開発公庫 (大企業向け)	8.8	8.2	4月1日
医療金融公庫 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫 北海道東北開発公庫 (中小企業向け)	8.6	8.2	
公営企業金融公庫	8.4	8.1	
住宅金融公庫 (個人住宅向け)	5.5	5.5	
商工組合中央金庫 (組員貸し)	1年未満 8.625	1年未満 7.75	3月11日
	1年以上 3年以内 8.8	1年以上 3年以内 8.2	
	3年超 7年以内 9.1	3年超 7年以内 8.5	
	7年超 9.2	7年超 8.6	
	商工組合中央金庫 (構成員貸し)	1年未満 9.0	
	1年以上 3年以内 9.1	1年以上 3年以内 8.4	
	3年超 7年以内 9.4	3年超 7年以内 8.7	
	7年超 9.5	7年超 8.8	

◇住宅ローンの金利引上げ

都市銀行、地方銀行および信託銀行は、住宅ローン金利を次のとおり引上げ、4月1日以降新規貸付分から実施した(地方銀行の実施日は各行により区々)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	期 間	変更後	変更前
都市銀行	1～20年	8.52	8.22
地方銀行	1～20年	8.52	8.22
信託銀行	1～20年 (提携ローン)	8.64	8.34
	1～25年 (非提携ローン)	8.52	8.22

◇4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は4月11日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

- 1～3月中M₂+CD平残の前年比伸び率は、貸出の抑制や国際収支の赤字持続などから引続き低下し、10.7%程度となる見込み(54年10～12月+11.2%)。
- 4～6月についても引続き前年比10%台で推移する見込みであるが、貸出抑制を主因として伸び率は前期より低下する見通し。

◇外国為替公認銀行に対する輸入資金貸付の廃止について

日本銀行は、3月21日、最近の国際収支動向等にかんがみ、外国為替公認銀行に対する輸入資金貸付を廃止した(注)。

(注) 本貸付は45年6月、海外に依存している輸入関係資金の一部を国内金融に移行し、併せて輸入業者の金利負担軽減に資する趣旨から、暫定措置として開始されたもの。

◇譲渡性預金の発行限度の引上げについて

大蔵省は、銀行局長通達「譲渡性預金の取扱いについて」(昭和54年3月30日付蔵銀第650号)の一部を改正、4月1日から譲渡性預金の発行限度を以下のとおり引上げることとし、3月31日各金融機関あて通知した。

1. 金融機関(外銀を除く)の発行限度
 現行の「自己資本の25%」から「同50%」に引上げ(ただし、4月以降、四半期ごとに5%ずつ段階的に引上げ)。
2. 外銀在日支店の発行限度
 現行の「融資量(円建貸出金+有価証券)の10%」から「同20%」に引上げ。

◇当面の物価対策について

政府は、3月19日、物価問題に関する関係閣僚会議において、当面の物価対策につき以下のとおり決定した。

1. 財政・金融政策の運営

- (1) 公共事業等の執行については、引続き物価動向に細心の配慮を払うものとし、55年度予算成立後の執行についても、別途、早急に目標を定めて、当面、抑制的な事業施行を図るものとする。
- (2) 金融政策については、引締め基調を堅持し、通貨供給量を監視しつつ、引続き適切な金融調節に努める。

2. 個別物資に関する対策

- (1) 最近の商品市況にかんがみ、業種別、品目別に需給、価格動向をきめ細かく調査、監視し、値上りの著しい物資について、実態の把握に努め、必要に応じ、供給の確保のための備蓄の放出、原材料の出荷要請等、機動的な対策を実施する。
- (2) 灯油等石油製品については、供給の確保を基本としつつ、引続き、元売、小売段階における価格監視を実施する。
- (3) 特定不況産業安定臨時措置法に基づく特定不況産業について、需給、価格動向を注視し、必要に応じ、需給対策等を講ずるものとする。
- (4) 競争制限的行為による違法な価格上げを防止するため、独占禁止法の厳格な運用に努める。また、同調的値上げの動きを注視する。

3. 公共料金の取扱い

- (1) 経営の徹底した合理化を前提とし、物価および国民生活に及ぼす影響を十分考慮して、厳正に取扱う。
- (2) 公共料金の一部(夜間遠距離通話料金等)については、その引下げを図る。

4. 電灯、電力およびガスの料金改定に伴う措置

電灯、電力およびガスの料金改定に伴うコスト上昇については、極力合理化努力により吸収し、便乗値上げ等不当な価格形成を行わないよう関係業界に要請するとともに、関連物資の需給、価格動向の調査、監視に努める。また電気税の課税について所要の調整を行う。

5. 生鮮食料品等の価格の安定

- (1) 野菜について先般の緊急価格安定対策を推進するとともに、今後需給の動向を注視しつつ機動的に対処する。
- (2) 牛肉について、需給事情に即した適切な輸入、売渡しおよび国産牛肉の特別販売等を推進する等畜産物価格の安定に努める。

(3) 水産物について、必要に応じ、輸入割当制度の適切な運用、生産者団体等に対する出荷指導等に努め、供給の確保を図る。

(4) その他、生鮮食料品等の生産出荷体制の整備、取引改善の指導、小売価格および外食価格の動向の監視、消費者情報の提供等に努める。

6. 省資源、省エネルギー対策の推進

物価対策の観点からも、資源とエネルギーを大切にする国民運動の一層の展開を図るとともに、石油消費節減対策、省資源対策について周知徹底を図る。

この一環として、紙等の資源のリサイクルの重要性を啓蒙普及するとともに、各省庁、政府関係機関においては、4月1日の省エネルギーの日を期して執務環境の整備を行い、古紙の一斉放出を行う。

7. 地価の安定

地価についても、投機的な土地取引を防止するため、国土利用計画法の的確な運用、地価動向の監視強化、土地取得関連融資の自粛の徹底等の施策を推進する。

◇昭和55年度上半期における公共事業等の事業施行等について

政府は、4月8日、物価動向に細心の配慮を払う主旨から、昭和55年度上半期における公共事業等の執行については、以下のとおり抑制的な事業施行を図る旨閣議決定した。

1. 上半期の契約目途

上半期においては、期末における契約済額の割合を全体として60%程度にとどめ、抑制的な事業施行を図るものとする。

2. 対象事業等

事業施行の対象は、一般会計、特別会計、政府関係機関等の公共投資関係の事業とする。

なお、財政投融资計画についても、その適切な運用に留意する。

3. 施行に当たっての留意点

- (1) 災害復旧および積雪寒冷地関係の事業等については、上記の契約率のわく内でその円滑な施行に配慮するものとする。
- (2) 公共事業等の施行に当たっては、関係各省庁、地方公共団体等の相互間で密接な連絡をとり、建設資材、労務および用地の各面にわたり需給・価格の動向に細心の配慮を行うものとする。
- (3) 中小建設業者に対し受注機会の確保に努めるよう留意する。

4. 地方公共団体への協力要請

地方公共団体においても国と同様の事業施行を図るよう、要請する。

5. 昭和55年度における公共事業等の適切な施行を確保するため、54年度に引続き、内閣に「公共事業等施行対策連絡会議」を設ける。

6. 連絡会議は、関係機関相互間の緊密な連絡の下に、公共事業等の施行の進捗状況および事業の施行に伴う諸問題について協議するものとする。

(参考)

公共事業等の施行対象額

(単位・億円)

I	一般会計、特別会計	
1.	一般会計	
	(1) 公共事業関係	29,531
	(2) 施設整備	11,981
	小計	41,512
2.	特別会計	
	(1) 公共事業関係	37,038
	(2) 施設整備	4,308
	小計	41,346
	計	82,858
II	政府関係機関	32,939
III	公園および事業団	27,979
	合計	143,776